

# 理事会規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都トラック交通遺児等助成財団（以下「この法人」という。）の定款第31条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、会長、専務理事、理事から構成する。

## 第2章 理事会の招集

(招集者)

第3条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ指定された理事が理事会を招集する。

2 招集権者以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項及び招集理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(招集通知)

第4条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

## 第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席したとき、会長が欠けたときは、第3条のあらかじめ指定された理事がこれに当たる。

(定足数)

第6条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはでき

ない。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・一般財団法人法」という。)施行規程第89条に定めるものとする。

(監事の出席)

第9条 監事は、理事会に出席するものとする。

(関係者の出席)

第10条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印又は署名する。

(議事録の配布)

第12条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

## 第4章 理事会の権限

(権限)

第13条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長並びに執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第14条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ヌ 事業報告及び計算書類等の承認

- ル その他法令に定める事項
- (2) 定款及び各種規程類に定める事項
  - イ 会長、専務理事及び監事の選定
  - ロ 評議員選定委員会委員の選任
  - ハ 名誉会長、顧問の選任
  - ニ その他定款及び各種規程類に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
  - イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
  - ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
  - ハ その他理事会が必要と認める事項

(役員 of 法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第 15 条 この法人は、役員 of 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項 of 賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会 of 決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 第 1 項 of 規定にかかわらず、この法人は、外部役員との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項 of 損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任 of 限度額は、法令 of 定める最低責任限度額とする。

(報告事項)

第 16 条 会長並びに執行理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己 of 職務 of 執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正 of 行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

## 第 5 章 雑 則

(改 廃)

第 17 条 この規程 of 改廃は理事会 of 決議による。

## 附 則

(施行年月)

- 1 本規程は、公益財団法人 of 設立登記の日 (平成 25 年 4 月 1 日) から施行する。
- 2 本規程 of 一部改正は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。
- 3 本規程 of 一部改正は、平成 28 年度定時評議員会 of 日から施行する。

**議事録記載事項**

1. 理事会が開催された日時及び場所
2. 定足数、出席者数、出席した会長以外の理事の氏名、名称
3. 議長の氏名
4. 理事会の議事の経過の要領及びその結果
5. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
6. 出席した会長及び監事の署名又は記名捺印
7. その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 15 条の規定により定められているもの